

米兵による女性暴行事件に関する意見書

去る3月13日午前1時過ぎから4時ごろの間、那覇市内のビジネスホテルにおいて、キャンプシュワブ所属の海軍1等兵による暴行事件が発生した。

被害にあった女性は被疑者と面識のない観光客で、熟睡して抵抗できない状態で自室に連れ込まれ暴行されたもので、手口も卑劣きわまりなく、断じて許すことはできない。

女性に対する乱暴、暴行は、肉体的、精神的苦痛を与えるだけでなく、人間としての尊厳をじゅうりんする極めて悪質な犯罪である。

安全・安心であるべき観光都市のホテルで起きた事件に対し、県民に強い衝撃と大きな不安が広がっている。

本市議会は、これまで米軍人・軍属等による事件、事故が発生するたびに綱紀粛正、再発防止及び関係者への教育等を徹底するよう米軍等に再三再四強く申し入れてきたところであるが、今回もこのような事件が発生したことは極めて遺憾であり、激しい憤りを禁じ得ない。

なお、米軍が事件・事故防止のために設けた外出・飲酒規制措置を講じていたにもかかわらず、事件・事故が頻発していることに対し、その効果や関係者の再発防止への取り組み、軍人への教育のあり方等に疑問を抱かざるを得ない。

よって、本市議会は、市民・県民の尊い生命・財産と人権を守る立場から、今回の事件に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

1. 被疑者に対する厳正な対応と被害者への謝罪及び完全な補償を行うこと。
2. 在沖米軍人・軍属等の一層の綱紀粛正を図り、実効性のある抜本的な再発防止策を講じること。
3. 日米地位協定を抜本的に改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月25日

沖縄県宜野湾市議会

《あて先》

内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄担当大使、沖縄防衛局長